

# 11月は「いじめ撲滅強調月間」です

県では、11月を「いじめ撲滅強調月間」に制定し、いじめの根絶に集中的に取り組んでいます。いじめに遭ったり、気が付いたりしたら、一人で悩まずご相談ください。

問い合わせ／県民生活部青少年課(☎048・830・5858)へ。



電話相談窓口一覧

### ○よい子の電話教育相談

受付：24時間365日対応  
子ども専用(18歳以下)  
☎0120-86-3192



### 保護者専用

☎048-556-0874  
Eメール相談soudan@spec.ed.jp

いじめメール相談フォームは上のQRコードから入れます。

### ○ヤングテレホンコーナー

(県警察少年サポートセンター)  
受付：月～土曜日(祝日、年末年始を除く)  
午前8時30分～午後5時15分  
☎048-861-1152

### ○子どもスマイルネット

受付：毎日(祝日、年末年始を除く)  
午前10時30分～午後6時  
☎048-822-7007

### ○埼玉いのちの電話

子どもライン(18歳以下)  
受付：金・土曜日午後3時～9時30分  
☎048-640-6400  
相談電話

受付：24時間365日対応  
☎048-645-4343

### ○さいたまチャイルドライン

子ども専用(18歳以下)  
受付：毎日(年末年始を除く)午後4時～9時  
☎0120-99-7777

### ○埼玉県こころの電話

受付：月～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時～午後5時  
☎048-723-1447

### ○子どもの人権110番(さいたま地方法務局人権擁護課所管)

受付：月～金曜日  
(祝日、年末年始を除く)午前8時30分～午後5時15分  
☎0120-007-110

## 開催します！ファミリー・サポート・センター講習会

町では、子どもとファミリー・サポート・センター提供会員の活動中の安全を確保するため、また、活動の質を維持・向上できるように講習会を行いますので、ぜひご参加ください。

日程等／

日時	講座項目	内容	場所
11月18日(水) 9:30～11:30	子どもとの関わり方	実際に子どもと関わり、今の子どもを知る。手遊び・読み聞かせ体験等。	寄居保育所 遊戯室
12月10日(木) 9:30～11:30	子どもの事故と安全対策	ヒヤリ・ハットから、未然に防ぐための対応について話し合う。事故が発生した場合の対処の流れについて。提供会員の話を聞く。	子育て支援センター
1月13日(水) 10:00～11:30	子どものことばの成長について	実際に子どもと関わって遊び、「ことばの成長について」講話を聞く。	寄居保育所 遊戯室
2月(日付未定) 10:00～11:30	小児救急法	心肺蘇生法や身近な事故についての対処法を知る。	寄居保育所 遊戯室

対象／寄居町ファミリー・サポート・センター提供会員、または地域の子育ての援助活動に興味のある方  
定員／20人(申し込み順)  
問い合わせ／子育て支援センター(☎581・4165)、または子育て支援課(☎581・2121内線131・132)へ。

## 開催します！子育てボランティア養成講座

ママ・パパ、ばあばもいじめ地域で子育てを支え合おう！地域で支え合うことの必要性や子育てボランティアに必要な知識等を学び、子育てをサポートするボランティアの養成を行います。

日程等／

日時	内容	場所
11月11日(水) 10:00～12:00	・子育てボランティアとは ・子育てボランティアの心構え	ユウネス(2F会議室)
11月18日(水) 10:00～12:00	・子どものこころをつかむ方法を学ぶ(遊び方・話し方)	ユウネス(2F会議室)
11月20日(金) 10:00～12:00	・幼児救急法	ユウネス(2F作業訓練室)
12月2日(水) 10:00～12:00	・ボランティアさんの話を聞いてみよう(ひだまり文庫、子育てサポーターあそぼ)・交流会	ユウネス(2Fボランティア会議室)

対象／子育て支援、保育ボランティアに関心のある方  
定員／20人(申し込み順)  
費用／無料  
申し込み・問い合わせ／10月30日(金)までに社会福祉協議会(☎581・8523)へ。

# 11月2日(月)から平成28年度保育所(園)新規入所希望者受付を開始します！

町では、来年4月から新たに保育所(園)への入所を希望される方の申込受付を行います。なお、現在入所している児童については、保育所(園)を通じて必要書類の提出をお願いします。

受付期間／11月2日(月)～13日(金)(土・日曜日、祝日を除く)

問い合わせ／子育て支援課(☎581・2121内線131・132)へ。

## 寄居町の保育所(園)一覧表

区分	保育所(園)名	定員(人)	所在	電話	保育時間	
					平日	土曜日
町立	寄居保育所	150	寄居1333-5	581・1295	8:30～16:30 7:30～19:00	8:30～12:00 8:00～12:30
	用土保育所	90	用土3069	584・3209	8:30～16:30 7:30～18:00	8:30～12:00 8:00～12:30
	城南保育所	90	鉢形2993-1	581・4931	8:30～16:30 7:30～18:00	8:30～12:00 8:00～12:30
	男衾保育所	120	富田152-14	582・1811	8:30～16:30 7:30～18:00	8:30～12:00 8:00～12:30
私立	こぶし保育園	80	藤田236-1	581・3612	8:00～16:00 7:30～19:00	8:00～12:00 8:00～14:00
	ゆずの木保育園	90	秋山66	581・4932	8:00～16:00 7:30～19:00	8:00～12:00 7:30～14:00
	いずみ保育園	70	保田原147-1	581・6697	8:00～16:00 7:00～18:30	8:00～12:00 7:00～13:00
	寄居のこキッズ保育園	20	露梨子411-1	581・0885	8:30～16:30 7:00～19:00	8:30～16:30 7:00～19:00



※上段は基本保育時間、下段は延長保育時間

## 入所基準(保育が必要な理由)

保護者(両親、または同居の親族等)が次のような状況により、児童の保育ができない家庭が対象です。なお、両親が児童の保育ができない場合でも、両親以外の方がその児童の保育ができる場合は入所できません。

- ①保護者が家庭の内外で家事以外の仕事をし、家庭内で児童を保育することができない家庭。
- ②保護者が出産の前後、または疾病の状態、あるいは病人の看護等に当たっているため、家庭内で児童を保育することができない家庭。
- ③火災や風水害、地震等の災害復旧のため、児童を保育することができない家庭。
- ④保護者の就学、または職業訓練等で、児童を保育することができない家庭。

## 保育内容

保育所(園)では、児童が心身ともに健やかに育つよう、次のような保育を行います。

- ①日常生活に必要な基本的な習慣や態度を養う。
- ②いろいろな表現活動を通して創造性を養う。
- ③思考力と道徳性の芽生えを培う。
- ④心身の調和のとれた発達を図る。

## 入所年齢

町立保育所：1歳(寄居保育所のみ0歳から)から5歳まで  
私立保育園：0歳から5歳(寄居のこキッズ保育園は2歳)まで

## 保育料

保育料は、各世帯の課税額に応じて階層に分けて定められます。

## 申込方法

10月15日(木)から子育て支援課と各保育所(園)で申込用紙を配布します。必要事項を記入し、受付期間内に子育て支援課、または各保育所(園)へ提出してください。

**10月は里親月間です**

～里親制度をご存じですか？～

親の病気や死亡、育児放棄や虐待等によって家庭を失った子どもたちがいます。そうした子どもたちを家庭で受け入れ、育てているのが「里親」です。昭和23年10月に始まった里親制度は、子どもたちに家庭のぬくもりを与えらるる制度です。子どもたちの笑顔のために、あなたの力を貸してください。

**里親入門講座**

日時／11月1日(日)午後1時30分～4時(受付：1時から)

場所／羽生市民プラザ2階206研修室(羽生市中央3丁目7番5号)

内容／①里親からの体験談、②里親になるには？(里親制度について)③熊谷児童相談所(☎521・4152)へ。